

## 令和8年度広島支部事業計画（案）について



## 令和8年度 事業計画（広島支部）

分野	具体的施策等	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、関係団体の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロ</p>	

1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>セスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。</li> <li>・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。</li> <li>・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。</li> <li>・ 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターとの連携を強化する。また受電体制も強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。</li> <li>・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> </ul> <p>■ KPI：1) サービススタンダードの達成状況を100%とする。 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p>	
-----------------	--	--

1. 基盤的保険者機能の盤石化	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。</li> <li>現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</li> <li>海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。</li> <li>あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</li> <li>被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。</li> <li>これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底する。</li> </ul> <p>④ レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスターを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。</li> <li>外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。</li> <li>資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。</li> </ul>	
-----------------	---	--

1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする      (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額      2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。</li> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。</li> <li>早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。</li> <li>オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p> <p>○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。</li> <li>マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。</li> <li>「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加</li> </ul>	
-----------------	---	--

	<p>入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者 4,000 万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>	
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部との連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 自支部の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を検討する。</li> <li>・ 他支部の分析担当者と連携し課題やスキル・知識及び取組を共有することで、担当者の能力の底上げを図るとともに、支部の課題に対する分析を実施し、実践に生かす。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究の実施に向けた検討を進める。実施に際しては、外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</li> </ul>	

2. 戦 略 的 保 険 者 機 能 の 一 層 の 発 揮	<p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とした取組を着実に実施すると共に6年後に達成する目標を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。</li> <li>・ 保健事業の重要性を含めた健康意識の更なる醸成を図るため、健康づくりのサイクルが、健康寿命の延伸や医療費適正化、ひいては保険料率上昇の抑制につながることについて、各種媒体を通じた効果的な周知広報や啓発イベントを引き続き実施する。</li> <li>・ 「顔の見える地域ネットワーク」を活用し、各関係団体とも連携した周知広報や受診勧奨等の取組を引き続き積極的に行う。</li> <li>・ 関係団体等と連携し小学生等への健康教育に取り組む（SDGsにおける視点を踏まえた取り組み）。</li> </ul> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診の実施率向上を図るため、各種データ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・多角的な受診勧奨を強化する。また、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。</li> <li>・ 健診機関の進捗管理を徹底し各機関への適切な実施体制の整備・強化に関する働きかけを通じて、実施数増加を図るとともに、受入可能数の少ない地域を中心に新規健診機関の獲得に努める。</li> <li>・ 今後開始される予定の、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ（40歳未満も含む）</li> </ul>	<p><u>こども健康教育</u> 予算：396千円</p> <p><u>商業施設等での集団健診の実施（本人）</u> 予算：5,308千円</p> <p><u>商業施設等での集団健診の実施（家族）</u> 予算：6,600千円</p> <p><u>血管年齢測定等のオプション検査</u> 予算：6,600千円</p>
--	--	---

2. 戦 略 的 保 険 者 機 能 の 一 層 の 発 揮	<p>の取得を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者健診を受診している事業所に対し、関係団体との連携等により生活習慣病予防健診への切替えや事業者健診データの提供を働きかける。</li> <li>被扶養者が特定健診を受診しやすい環境づくりのため、集団健診や自治体のがん検診との同時実施等により受診機会を提供する。また、自己負担のないオプション健診（骨粗鬆症検診、血管年齢測定等）を実施するとともに、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</li> </ul> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ 被保険者（40 歳以上）（実施対象者数：444,608 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診 実施率 66.9%（実施見込者数：297,443 人）</li> <li>事業者健診データ 取得率 8.1%（取得見込者数：36,014 人）</li> </ul> <p>■ 被扶養者（実施対象者数：102,112 人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査 実施率 33.0%（実施見込者数：33,697 人）</li> </ul>	<b>事業者健診結果データ欠損対策</b>
		<u>予算</u> ：4,967 千円
		<b>年次案内に同封する案内文書の作成</b>
		<u>予算</u> ：5,421 千円
		<b>次年度分生活習慣病予防健診委託契約に係る資料等作成</b>
		<u>予算</u> ：400 千円
		<b>広島県公共交通機関への広告掲載</b>
		<u>予算</u> ：8,043 千円
		<b>個人への生活習慣病予防健診利用勧奨</b>
		<u>予算</u> ：3,520 千円
		<b>集団健診実施のためのダイレクトメール送付（家族）</b>
		<u>予算</u> ：9,955 千円
		<b>被扶養者（家族）への特定健診受診勧奨</b>
		<u>予算</u> ：660 千円
		<b>事業所への健診受診勧奨等の実施</b>
		<u>予算</u> ：10,131 千円
		<b>その他事務経費</b>
		<u>予算</u> ：305 千円

2. 戦略的保険者機能の一層の發揮	<p>■ KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 66.9%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を 8.1%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を 33.0%以上とする</p> <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保健指導の利用案内の徹底を図り、保健指導者及び外部委託機関が実施する特定保健指導の利用機会の確保につなげる。</li> <li>外部委託の更なる推進を図る。特に、健診・特定保健指導を一貫して実施できるよう、健診実施機関における健診当日の初回面談の実施をより一層促進する。なお、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施につなげる。</li> <li>特定保健指導の質の向上を図るため、保健指導者に対する研修を実施する。また、委託機関が情報交換できる機会を設け、課題や好事例を共有すること等により質の確保につなげる。</li> <li>各種データ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、関係団体とも連携し重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ICT（遠隔面談）を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</li> <li>2024 年度からアウトカム指標が導入されたことを踏まえ、特定保健指導対象者の行動変容につながる目標設定の手法等を分析の上、効果的な特定保健指導の実施につなげる。</li> <li>被扶養者においては、集団健診当日における特定保健指導の実施を引き続き強化することで、実施数の増加を図る。</li> </ul> <p>【重要度 : 高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p>	<p><b>特定保健指導における個人向けの勧奨</b> 予算 : 3,461 千円</p> <p><b>健診時における健康相談</b> 予算 : 5,280 千円</p> <p><b>被保険者特定保健指導利用勧奨及び予約管理</b> 予算 : 2,200 千円</p> <p><b>その他事務経費</b> 予算 : 140 千円</p>

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>【困難度：高】</p> <p>協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 被保険者（特定保健指導対象者数：64,024 人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 30.1%（実施見込者数：19,272 人）</li> </ul> </li> <li>■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：2,756 人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定保健指導 実施率 21.4%（実施見込者数：590 人）</li> </ul> </li> <li>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 30.1%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 21.4%以上とする</li> </ul> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 期データヘルス計画で掲げる健康課題の解決に向け、健診の結果、血糖・血圧・脂質・胸部エックス線の検査項目等について治療が必要と判断された方を確実に医療につなげるために、健診受診後の早期から医療機関への受診勧奨を行う取組を実施する。</li> <li>・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。</li> <li>・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。</li> <li>・ 糖尿病性腎症の重症化予防のため、治療が必要な方に対する医療機関への受診を促す取組を実施する。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点</p>	
	<p><u>未治療者に対する健診機関での受診勧奨</u> 予算：4,630 千円</p> <p><u>未治療者に対する早期受診勧奨（支部からの勧奨）</u> 予算：4,664 千円</p> <p><u>糖尿病性腎症患者の重症化予防</u> 予算：3,735 千円</p>	

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10か月以内に医療機関を受診した者の割合 (※) を対前年度以上とする (※) 胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p> <p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所数の拡大等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひろしま企業健康宣言について、エントリー事業所数の拡大のため、職員や協力事業者（生損保会社等）によるエントリー勧奨（文書・電話・訪問）を実施する。</li> <li>・ 広島県と連携し、健康経営の実践事業所への顕彰として県知事表彰を実施することで、企業や社員のモチベーションを高めるとともに、広島県全体の取組へと拡大させる。</li> </ul> </li> <li>ii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所に対するフォローアップ等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひろしま企業健康宣言エントリー事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（ヘルスケア通信簿の活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> <li>・ 季刊誌「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」を発行し、健康づくりの取組を実践するための動機付けを行う。</li> <li>・ 疾病予防や運動等の健康づくり講座を、希望する事業所に対して訪問もしくはオンラインにより実施し、事業所における健康づくりを支援する。</li> <li>・ 継続した健康づくりの取組を促すため、取組状況に係るチェックシート（振り返り用）の提出を依頼し、一定の基準を充足した事業所を「健康づくり優良事業所」として認定を行う。併せて、基準を満たすことことができなかった事業所へのフォローを行う。</li> </ul> </li> </ul>	<p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー勧奨用リーフレット等の作成</u> 予算：759千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー電話勧奨（外部委託）</u> 予算：1,045千円</p> <p><u>ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ</u> 予算：4,549千円</p> <p><u>令和8年度ひろしま企業健康宣言健康づくり優良事業所認定</u> 予算：2,287千円</p> <p><u>外部委託による健康づくり講座</u> 予算：5,500千円</p> <p><u>広島経済レポートへの広告掲載費用</u> 予算：1,272千円</p> <p><u>ヘルスケア通信簿の発行</u> 予算：2,967千円</p>
-------------------	--	---

2. 戦 略 的 保 険 者 機 能 の 一 層 の 発 揮	<p>iii) 健康に関する情報提供等を通じた事業所へのヘルスリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康経営の普及促進を図るため、事業所ごとの健康度見える化した「ヘルスケア通信簿」を発行し、事業所の健康課題を把握してもらうとともに、健康づくりの取組への動機付けを行う。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、広島県等の自治体や産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進するとともに、ハイブリット方式による総合イベントを開催し、事業所における取組の底上げを図る。</li> <li>・ トップダウンによる中小企業の健康づくりを推進するため、事業主が集まる会議等において健康経営に関する啓発の機会を設けるよう商工会議所等の関係団体へ働きかける。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を5,440事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>○ 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等を行い、現状の使用割合水準の維持・向上を図る。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けてデータ分析による課題把握等を行い、更なる使用促進を図る。</li> <li>・ ジェネリック医薬品に切り替えた際の軽減額がマイナポータルから閲覧可能である旨の周知・広報を行</li> </ul>	<p><u>総合イベント型メンタルヘルス対策セミナーの開催</u></p> <p>予算：4,867千円</p> <p><u>就活生等に対する健康経営意識調査</u></p> <p>予算：2,871千円</p>
		<p><u>薬剤師会と連携したジェネリック医薬品取扱い優良薬局の表彰</u></p> <p>予算：11千円</p> <p><u>地域フォーミュラリモデル事業分析業務委託</u></p>

2. 戦 略 的 保 険 者 機 能 の 一 層 の 発 揮	<p>い、さらなる使用促進を図るとともに、マイナポータルの汎用性や利便性について周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。</li> </ul> <p>ii ) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の方針（※）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。</li> </ul> <p>（※）「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」</p> <p>iii ) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、OTC 医薬品をはじめとしたセルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組み、ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）について、加入者への周知・啓発を図る。</li> </ul> <p>i ) ~ iii ) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリ</p>	<p>予算：7,425 千円</p> <p><u>上手な医療のかかり方の啓発及びセルフメディケーション推進に係る個別通知送付</u></p> <p>予算：5,720 千円</p>
--	--	---

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<p>を普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラリの取組を進めることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする (※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、広島県の取組の進捗状況を把握しつつ、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等への参加を継続し、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・広島県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> <li>広島県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会の参加団体とも連携しつつ地域医療構想調整会議において</li> </ul>	
-------------------	--	--

2. 戦 略 的 保 険 者 機 能 の 一 層 の 発 揮	<p>て意見発信を行う。</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、広島県保険者協議会等の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であるから、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。</li> <li>具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する</li> <li>(2) テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する</li> <li>(3) 地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する</li> <li>(4) 評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求</li> </ul> </li> </ul>	<p><u>インセンティブ制度の周知</u> 予算：191 千円</p> <p><u>納入告知書同封チラシによる広報（印刷・作成）</u> 予算：2,837 千円</p> <p><u>複合的な媒体における加入者への情報提供</u> 予算：6,141 千円</p> <p><u>事業所向けメンタルヘルス対策広報</u> 予算：3,782 千円</p> <p><u>メールマガジンにかかるメールアドレスの入力委託費</u> 予算：120 千円</p> <p><u>令和9年度保険料率改定に関する広報</u> 予算：2,959 千円</p>
--	--	---

	<p>めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、積極的に広報を行う。</li> <li>また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上や SDGs に資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。</li> <li>広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体である SNS (LINE) やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。</li> <li>健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。</li> </ul> <p>■ KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 73.1%以上とする      2) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月 2 回以上情報発信を行う      3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>	<p><u><b>健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）に関する広報</b></u>      予算：3,080 千円</p> <p><u><b>健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくりに関する広報</b></u>      予算：3,080 千円</p> <p><u><b>電子申請・けんぽアプリの利用促進に関する広報</b></u>      予算：1,210 千円</p> <p><u><b>健康保険委員勧奨業務</b></u>      予算：385 千円</p>
--	---	---

3. 保 險 者 機 能 の 強 化 を 支 え る 組 織 ・ 運 営 体 制 等 の 整 備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険者機能発揮に向けた人材育成のため、OJTを中心とした育成と創造力を養うための効果的な研修等を実施し、組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 積極的にジョブローテーションを実施することで多能化を図り、組織力の強化につなげる。</li> </ul> </li> <li>○ 働き方改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進を柱とした働き方改革を推進する。</li> </ul> </li> <li>○ 風通しのよい組織づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の「基本使命」「行動規範」を常に意識した行動を実践することで、組織風土の更なる醸成を図る。</li> <li>・ 円滑な事業運営を行うため、支部内研修会や勉強会の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。</li> <li>・ 職員全員が職責における役割定義を理解し、P D C Aを意識した業務の遂行を行う。</li> <li>・ 上長から部下への適切な指導教育により、支部の組織力向上と意識の変革を図る。</li> </ul> </li> <li>○ 各種リスク管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。</li> <li>・ 個人情報保護の徹底にあたって、事務処理誤り、誤送付等による個人情報漏洩を発生させないための指導強化を図り、リスク管理委員会等を通じて積極的な取組を行うほか、ヒヤリハット事例の共有等を踏まえたリスク管理のもと、業務委託先も含めた事務処理誤りの発生防止を徹底する。</li> </ul> </li> <li>○ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律をはじめ、倫理や社会的規範、社内ルールを遵守するよう、目的や課題に対して有意義で効果的な職員研修等を実施し、職員一人ひとりへ理解の浸透を図る。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 災害等の対応<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を整備する。</li></ul></li><li>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広く周知を行う等、公平性を十分に意識した公告期間や業務履行期間を設定し、一者応札案件の減少に努める。</li></ul></li></ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	
--	---	--